

令和 4 年度八代市健全化判断比率等報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

令和 5 年 1 0 月 2 日提出

八代市長 中 村 博 生

1. 健全化判断比率 (単位：%)

指 標 名	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	11. 65	20. 00
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	16. 65	30. 00
実 質 公 債 費 比 率	9. 3	25. 0	35. 0
将 来 負 担 比 率	90. 1	350. 0	

※計算の結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率が発生せず、健全化判断比率は表示なし（－）となっている。

2. 資金不足比率 (単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
農業集落排水処理施設事業特別会計	—	20. 00
公共浄化槽等整備推進事業特別会計	—	

※計算の結果、資金不足比率が発生せず、資金不足比率は表示なし（－）となっている。